

富山市教育委員会会議録

令和8年3月定例会

1 日 時 令和8年3月30日(月曜日)

午後 1時30分 開会

午後 4時00分 閉会

2 場 所 Toyama Sakuraビル8階 教育委員会室

3 出席委員 教 育 長 宮 口 克 志
委 員 若 林 啓 介
委 員 藤 井 久 丈
委 員 高 田 健

4 説明のために出席した者

| | |
|------------------|-----------|
| 事務局長 | 野 嶽 誠 司 |
| 事務局次長（総務・社会教育担当） | 高 田 興 真 |
| 事務局次長（学校教育担当） | 河 原 弘 幸 |
| 事務局参事（施設管理担当） | 佐 伯 誠 司 |
| 教育総務課長 | 竹 内 孝 |
| 学校再編推進課長 | 山 崎 悟 |
| 学校施設課長 | 高 波 宏 明 |
| 学校教育課長 | 大 窪 智 恵 子 |
| 学校保健課長 | 舩 田 恵 美 |
| 生涯学習課長 | 加 藤 孝 一 |
| 教育センター所長 | 山 岸 朋 子 |
| 市民学習センター次長 | 備 後 淳 一 |
| 郷土博物館長 | 耕 作 優 |
| 富山外国語専門学校事務長 | 開 田 直 人 |
| 富山ガラス造形研究所事務長 | 千 石 将 史 |
| 学校教育課（いじめ対策推進班長） | 谷 畑 龍 平 |

5 職務のため会議に出席した事務局職員

| | |
|----------------|------|
| 教育総務課主幹 | 高岡太郎 |
| 教育総務課長代理（管理係長） | 塚本紘己 |
| 教育総務課主任 | 福島魁人 |

6 傍聴人数 0人

7 付議案件

(1) 議案

| | |
|--------|--|
| 議案第16号 | 富山市教育委員会人事について |
| 議案第17号 | いじめ重大事態の調査結果報告（6件）について |
| 議案第18号 | 富山市教育委員会行政組織規則の一部改正について |
| 議案第19号 | 富山市教育委員会事務決裁規則の一部改正について |
| 議案第20号 | 富山市教育委員会事務専決規程の一部改正について |
| 議案第21号 | 富山市教育委員会公印規程の一部改正について |
| 議案第22号 | 富山市教育委員会の職員の服務等に関する規程の一部改正について |
| 議案第23号 | 富山市立学校職員の服務等に関する規程の一部改正について |
| 議案第24号 | 富山市職員安全衛生管理規程の一部改正について |
| 議案第25号 | 富山市立学校管理規則の一部改正について |
| 議案第26号 | 富山市立学校出席停止の命令の手續に関する規則の一部改正について |
| 議案第27号 | 富山市公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について |
| 議案第28号 | 富山市学校運営協議会規則の一部改正について |
| 議案第29号 | 富山市スクールバス及び学校行事用バスの運行及び管理に関する規則の一部改正について |
| 議案第30号 | 富山市郷土博物館条例施行規則の一部改正について |
| 議案第31号 | 富山市立富山外国語専門学校学則の一部改正について |
| 議案第32号 | 富山市立富山ガラス造形研究所学則の一部改正について |
| 議案第33号 | 富山市野外教育活動センターの指定管理者の指定について |

(2) 報告事項

| | |
|-------|---------------------------|
| 報告事項4 | 令和8年3月市議会定例会における質問の概要について |
|-------|---------------------------|

- 報告事項 5 教育委員会の権限に属する事務の一部事務委任について（協議に対する同意）
- 報告事項 6 市内公立学校におけるいじめ重大事態の市長への発生報告（2件）について
- 報告事項 7 令和7年度末県費負担教職員定期異動の内申について
- 報告事項 8 令和8年度富山市学校教育指導方針について

(3) その他

- その他 4 令和8年度富山市民大学開講式・特別講演会

8 会議の要旨

【開会】

- [教育長] 開会を宣言する。
本日は、石動委員が欠席であるが、教育長及び委員の過半数が出席しているため、会議は成立している。

【前回会議録について】

- [教育長] 2月教育委員会定例会会議録について意見等を求める。
[各委員] (意見なし)
[教育長] 意見なしのため、前回会議録は承認された。

【非公開案件について】

- [教育長] 議案第16号及び報告事項7は、人事案件である。また、議案第17号及び報告事項6は、内容に個人情報を含む案件である。よって、非公開としたいが、よろしいか。
- [各委員] 異議なし。
- [教育長] 承認を得られたので、議案第16～17号、報告事項6～7については非公開とし、その他4の後に行うこととする。

【議案第18号】

- [教育長] 議案第18号について事務局から説明を求める。
[教育総務課長] (議案第18号について説明)
[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
[各委員] 質問等なし。
[教育長] 採決を行う。議案第18号について、異議があるか。
[各委員] 異議なし。
[教育長] 異議なしと認める。よって議案第18号については原案どおり可決した。

【議案第19号から第27号】

- [教育長] 議案第19号から第27号については、すべて富山市立義務教育学校水橋学園及び富山市立古志はるかぜ学園の設置に伴う案件であるため、一括採決とする。案件について、事務局から説明を求める。
[教育総務課長] (議案第19号から第27号について説明)
[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
[各委員] 質問等なし。
[教育長] 一括採決を行う。議案第19号から第27号について、異議があるか。
[各委員] 異議なし。
[教育長] 異議なしと認める。よって議案第19号から第27号については原案どおり可決した。

【議案第28号】

- [教育長] 議案第28号について事務局から説明を求める。
[学校教育課長] (議案第28号について説明)
[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
[各委員] 質問等なし。
[教育長] 採決を行う。議案第28号について、異議があるか。
[各委員] 異議なし。
[教育長] 異議なしと認める。よって議案第28号については原案どおり可決した。

【議案第 29 号】

- [教育長] 議案第 29 号について事務局から説明を求める。
- [学校教育課長] (議案第 29 号について説明)
- [教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
- [藤井委員] スクールバス運転手の業務量管理や健康確保等の業務担当はどうなるのか。校長とは別になるのか。
- [学校教育課長] スクールバスの運行及び管理に関しては、富山市教育委員会の担当課が業務を担う。
- [藤井委員] スクールバス運転手の健康面や、児童生徒への対応等で問題が起きた場合は、校長から担当課へ連絡するという事か。
- [学校教育課長] スクールバスの運行及び管理は担当課の業務になるが、乗車の仕方や待ち方、利用のルール等については富山市教育委員会と学校で問題点を共有し、児童生徒への直接的な指導は学校から行う。
- [藤井委員] スクールバスの安全な運行を確保するために情報共有することや、担当課の運行管理責任者へ連絡することが分かった。
- [学校再編推進課長] スクールバス運転手は民間事業者に業務委託しているが、その民間事業者の管理については、今後、学校再編推進課が行う。もし問題が起きた場合は、学校再編推進課から業務委託先の民間事業者に指導していきたいと考えている。
- [河原事務局次長] 水橋学園のスクールバスは乗降管理システムを導入しており、児童生徒がスクールバスの読み取り機器へ IC カードをかざすと、乗降車が保護者にも通知される。また、徒歩で通学する児童生徒も含めた全生徒が、登校したときに読み取り機器に IC カードをかざすことになっている。スクールバスに乗車したにも関わらず登校していない児童生徒がいたら、学校ですぐに把握することができる。このように、児童生徒の通学管理は学校で行うが、スクールバス運転手の管理や指導に関しては、学校再編推進課長の説明のとおりである。
- [藤井委員] スクールバスには教員が乗車しておらず、子どもたちだけになるので、運転手の資質等に問題があった場合の対応の仕方が気になった。他県では過去に置き去り事案が発生しているので、命を預ける場として組織的にしっかり対応してもらいたい。
- [学校再編推進課長] スクールバスにおける降ろし忘れ防止装置の設置が義務化されており、降車時確認式の装置を使用している。この装置は、エンジン停止後に、運転手等が置き去りにされた児童生徒がいらないか確認しながら車内を移動して、車両後部の装置を操作する仕組みになっている。この装置の操作が行われないうまま一定時間が経過す

- ると、車外に警報が発信される。この装置で降ろし忘れ防止の管理をしていく。
- [教育長] 安全管理のために今回から乗降管理システムを導入した。スクールバス運転手の業務委託をしている民間業者に対しても、スクールバスの利用対象者である子どもたちへの対応の仕方等について依頼をしていく。
- [高田委員] ICカードを利用した管理システムは、水橋学園だけに導入するのか。
- [学校再編推進課長] 同様のシステムは、浜黒崎小学校が統合される大広田小学校、音川小学校が統合される古里小学校でも導入する。ただし、城山中学校はすでにスクールバスが運行しているため、乗降管理システムは使用しない。
- [高田委員] 乗降管理システムを導入するのは、統合後にスクールバスを運行する小学校に限るということか。
- [学校再編推進課長] そのとおりである。
- [高田委員] 水橋学園では徒歩通学の児童生徒もICカードを利用するということがあったが、他の小学校から同じ管理システムの導入を希望する声は出ていないのか。
- [学校再編推進課長] 水橋学園では、児童生徒の約85%がスクールバスを利用する。対象となる児童生徒が多い関係もあり、それ以外の徒歩通学の児童生徒も登校管理システムの対象としているが、他の小学校で導入の予定はない。
- [若林委員] 児童生徒がICカードを忘れた場合や紛失した場合の対応や手続きについて、マニュアル化はされているのか。
- スクールバス運転手が代わる場合もあると思うので、確実に乗車したことをアナログ的な方法で記録しておくといいと思う。
- [学校再編推進課長] ICカードを忘れた場合、乗降記録が通知できないことをすでに保護者へ伝えており、忘れてたり紛失しないように家庭での管理をお願いしている。もし紛失した場合は、学校で再発行ができることを通知している。
- [教育長] ICカードを忘れた場合、乗車する際にスクールバスの運転手に伝え、学校に到着してから担任にも伝えることで、管理に漏れがないようにしていく。せっかく導入した管理システムが、マイナスに働くことにならないように意見をいただいたと思う。
- その他質問等あるか。
- [各委員] 質問等なし。
- [教育長] 採決を行う。議案第29号について、異議があるか。
- [各委員] 異議なし。

[教育長] 異議なしと認める。よって議案第29号については原案どおり可決した。

【議案第30号】

[教育長] 議案第30号について事務局から説明を求める。

[郷土博物館長] (議案第30号について説明)

[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。

[各委員] 質問等なし。

[教育長] 採決を行う。議案第30号について、異議があるか。

[各委員] 異議なし。

[教育長] 異議なしと認める。よって議案第30号については原案どおり可決した。

【議案第31号】

[教育長] 議案第31号について事務局から説明を求める。

[富山外国語専門学校事務長] (議案第31号について説明)

[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。

[各委員] 質問等なし。

[教育長] 採決を行う。議案第31号について、異議があるか。

[各委員] 異議なし。

[教育長] 異議なしと認める。よって議案第31号については原案どおり可決した。

【議案第32号】

[教育長] 議案第32号について事務局から説明を求める。

[富山ガラス造形研究所事務長] (議案第32号について説明)

[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。

[各委員] 質問等なし。

[教育長] 採決を行う。議案第32号について、異議があるか。

[各委員] 異議なし。

[教育長] 異議なしと認める。よって議案第32号については原案どおり可決した。

【議案第33号】

- [教育長] 議案第33号について事務局から説明を求める。
[学校教育課長] (議案第33号について説明)
[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
[各委員] 質問等なし。
[教育長] 採決を行う。議案第33号について、異議があるか。
[各委員] 異議なし。
[教育長] 異議なしと認める。よって議案第33号については原案どおり可決した。

【報告事項4】

- [教育長] 報告事項4について、事務局から説明を求める。
[教育総務課長] (報告事項4について説明)
[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
[若林委員] 富山市議会自由民主党の織田議員の質問について、吹奏楽部に特化した内容があるのはなぜか。
[河原事務局次長] 部活動の地域展開について、織田議員は以前にも質問されており、活動場所が学校開放等の対象施設となっている体育館ではない室内の文化部活動について意見を聞くため、学校訪問等もしている。文化部活動のうち、休日の活動日数・時間が多い吹奏楽部等に対して、文化庁が事業を推進していたこともあり、施設改修を進めていくために当初予算案として提案したことが、非常に先進的な取り組みだと思い質問されたのではないかと考えている。
[教育長] 意見を付け加える。富山市議会自由民主党の横野議員の水橋学園への質問に対して「小学校に設置される専科教員に加え、専門性の高い中学校の教員が小学校に出向いて教科の指導を行う」と答弁をした。言葉だけで見ると、専門性が高い中学校教員は指導内容に精通していると捉えられがちだが、決してそうではない。専門性があり、内容をよく知っている教員であれば誰でも小学校の授業ができるというわけではなく、児童のことをしっかりと理解できてこそ、その専門性が生きてくる。知識豊富な大学教授が小学校の教員になれるかということ、そうではない。知識があることに加えて「子ども理解」ができる教員でなければ、小学校の教育はできないと言いつけている。富山市が大事に推進していることは「対話」、「子ども理解」なので、専門性の高い中学校教員が小学校に出向い

て授業をすることを、言葉の表面だけで捉えず、「子ども理解」がしっかりできる教員が教科の専門性を持って指導をすることだと知ってもらいたい。そのような水橋学園での知見が富山市内に広がっていくと思う。

【報告事項 5】

[教育長] 報告事項 5 について、事務局から説明を求める。
[生涯学習課長] (報告事項 5 について説明)
[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
[各委員] 質問等なし。

【報告事項 8】

[教育長] 報告事項 8 について、事務局から説明を求める。
[学校教育課長] (報告事項 8 について説明)
[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
[各委員] 質問等なし。

【その他 4】

[教育長] その他 4 について、事務局から説明を求める。
[市民学習センター次長] (その他 4 について説明)
[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
[各委員] 質問等なし。

[教育長] 非公開案件に移る。傍聴、マスコミの方はご退席願う。

《以下、非公開事項については、概要のみを記載する》

【議案第 16 号】※非公開案件

[教育長] (議案第 16 号について事務局から説明を求める。)
[教育総務課長] (議案第 16 号について説明する。)

[教育長] (議案第16号の採決について、各委員に諮る。)
[各委員] (議案第16号について同意する。)
[教育長] (議案第16号について、原案のとおり可決したことを報告する。)

【議案第17号】※非公開案件

[教育長] (議案第17号について事務局から説明を求める。)
[学校教育課長] (議案第17号について説明する。)
[教育長] (議案第17号の採決について、各委員に諮る。)
[各委員] (議案第17号について同意する。)
[教育長] (議案第17号について、原案のとおり可決したことを報告する。)

【報告事項6】※非公開案件

[教育長] (報告事項6について事務局から説明を求める。)
[学校教育課長] (報告事項6について説明する。)

【報告事項7】※非公開案件

[教育長] (報告事項7について事務局から説明を求める。)
[学校教育課長] (報告事項7について説明する。)

[教育長] 以上をもって本日の会議は終了したが、その他、質問はあるか。
[各委員] 質問等なし。

【閉会】

[教育長] 閉会を宣言する。